

入札参加資格制限措置公表

入札参加資格制限措置	
1 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所	
住 所	東京都江東区新砂 1－1－1
商号又は名称	株式会社竹中土木
代 表 者	取締役社長 竹中祥悟
2 期間	
令和 8 年 8 月 28 日から令和 8 年 11 月 27 日（3 箇月）	
3 事実概要	
当該事業者の社員は、「近畿自動車道 久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において、労働安全衛生法第 100 条等違反により、令和 8 年 6 月 10 日付けで羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。	
4 措置理由	
上記事実概要は、伊達地方衛生処理組合建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第 2 の 6（労働安全衛生法違反行為）に該当する。	
【伊達地方衛生処理組合建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第 2】	
要 件	期 間
(6) 労働安全衛生法違反行為 労働安全衛生法第 100 条に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 箇月以上 12 箇月以内

問い合わせ先
伊達地方衛生処理組合 総務課財政係 福島県伊達市保原町字西新田 1 番地 1 (電話) 0 2 4－5 8 2－2 0 5 1